

石巻市公告第275号

森林經營管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定に基づき、經營管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた經營管理権集積計画は下記により一般の縦覧に供する。

令和5年11月21日

石巻市長 齋藤正美



記

1 經営管理権集積計画の対象森林

| No | 地区名 | 地目 | 対象面積 | 経営管理権の終期 | 整理番号 |
|----|------|----|---------|------------|--|
| 1 | 石巻地区 | 山林 | 18.90ha | 令和15年3月31日 | R03-202-002 R03-202-003 R03-202-006 R03-202-007 R03-202-017 R03-202-025 R03-202-027 R03-202-030 R03-202-052 R03-202-058 R03-202-077 R03-202-079 R03-202-095 R03-202-141 R03-202-166 R03-202-167 |

2 縦覧場所

石巻市産業部農林課及び石巻市ホームページ

3 縦覧期間

令和5年11月21日から令和15年3月31日まで。ただし、石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

5 権利の設定

本公告により、石巻市に經營管理権が、森林所有者に經營管理受益権がそれぞれ設定される。